

「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度」における 製造業者等向け近畿地方環境事務所作成資料利用規約（令和7年3月14日）

「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度実施要綱」第6条第2項に基づき、「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度」（以下「宣言制度」という。）に基づき登録申請をし、宣言登録を受けた事業者（以下「宣言事業者」という。）は、近畿地方における再エネ導入促進に資するべく、宣言事業者の用に供するために環境省近畿地方環境事務所（以下「近畿地方環境事務所」という。）が作成した資料（以下「作成資料」という。）を利用することができることとされている。

この作成資料を、製造業者又は卸売業者¹（以下「製造業者等」という。）が宣言制度の趣旨に賛同し、重点対策加速化事業を活用した事業の推進に貢献するために利用する場合、製造業者等は、以下に定める利用上の注意に従う必要があるものとする。

近畿地方環境事務所は、製造業者等が利用上の注意に従っていないと認めた場合には、警告、利用者の公表、作成資料の回収の要請等、必要な措置を講ずることとする。

利用上の注意

- ・ 作成資料を利用者が改変して利用することはできない。
- ・ 製造業者等は、作成資料を専ら代理店その他の販売や施工を行う事業者への周知のためだけに利用し、当該販売や施工を行う事業者が、宣言制度に基づく宣言事業者の登録なしに、製造業者等経由で入手した作成資料を需要家（補助金交付対象者）へ利用することのないようにしなければならない。
- ・ 作成資料の利用が次のいずれかに該当する場合、利用を認めないものとする。
 1. 太陽光発電設備又は蓄電池の販売や施工を行う事業者への周知について、環境省や近畿地方環境事務所の認定、許可等を受けたものと誤解を与えるおそれがある場合
 2. 宣言制度に関する取組の信用又は品位を害するものと認められる場合
 3. 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 4. 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものと認められる場合
 5. 不当利益を上げることが目的とするような行為に利用する場合
 6. 特定の個人又は団体の売名に利用されるような利用となる場合
 7. 第三者に対する誹謗中傷、差別等、利益を害する行為に利用する場合
 8. 名誉毀損、詐欺等、第三者の権利を侵害する場合
 9. 反社会的勢力に関連付けた活動と認められる場合
 10. 証明するものとして利用する場合
 11. その他近畿地方環境事務所が不適切な利用であると判断する場合
- ・ 作成資料は、特定の製品の機能、性能等を示すものではない。

¹ 日本標準産業分類上の卸売業をいい、いわゆる商社を含む。

- 作成資料は、特定の商品名、ブランド名のために利用することはできない。
- 作成資料は、認定、認可等を意味するものではない。
- 利用者は、作成資料の利用に関する第三者との係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用、訴訟費用等を含む。）を負担するものとする。
- 利用者は、作成資料の利用に関し、第三者に損害を与えた場合、当該利用者がその損害について全ての責任を負うものとし、近畿地方環境事務所及び第三者は一切の損害、損失及び責任を負わないものとする。
- 利用者は、利用方法に関する全ての責任を負うものとし、近畿地方環境事務所は一切責任を負わないものとする。
- 作成資料に関する一切の権利は、近畿地方環境事務所に帰属する。

この利用規約は、今後必要に応じて、利用者の許諾なく改定する場合がある。

この場合、利用者は、改定後の利用規約に従う必要があるものとする。